

運航規程審査要領細則等の一部改正について

1. 背 景

航空法（昭和 27 年法律第 231 号）第 104 条第 1 項の規定に基づき、本邦航空運送事業者は、運航規程を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないこととされている。

また、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号）第 214 条に規定する運航に関する事項及び技術上の基準への適合性の審査にあたっての必要な細目的事項として運航規程審査要領細則（平成 12 年 1 月 28 日付空航第 78 号）等を定めているところである。

今般、飛行船を使用した航空運送事業についても、審査にあたっての必要な細目的事項を定めるため、運航規程審査要領細則等を改正することとしている。

2. 改正の概要

「運航規程審査要領細則」中「第 3 章運航規程審査基準（その 2）」の適用範囲に飛行船を追加する。各技術基準については、基本的に「第 3 章運航規程審査基準（その 2）」の飛行機及び回転翼航空機の基準と同様とし、特に飛行機、回転翼航空機と異なる飛行船の特殊性に鑑み、所要の規定を追加する。

- （１）機長に係る昇格訓練及び副操縦士に係る任用訓練の座学及び実地の課目

当該課目にウェイオフ及びフリーバルーンを加えることとする。

- （２）訓練担当操縦士の任用

当該社の事業の用に供する航空機の機長としての 100 時間以上の飛行時間を含む、航空機による 1,000 時間以上の飛行時間を有することが定められていることとする。

- （３）機長に係る技能審査のうち実地審査の項目

当該項目から計器飛行方式を除くこととする。

(4) 技能審査担当操縦士の任用

当該社の事業の用に供する飛行船の機長としての200時間以上の飛行時間を含む、飛行船による1,000時間以上の飛行時間を有する者であることとする。

(5) 有視界飛行方式による離着陸

航空交通管制機関から許可等を受けた場合を除き、適用される地上視程及び雲高の最低値を地上視程1,500メートル、雲高300メートルとする。

(6) その他所要の改正

- ・ 飛行船が飛行場以外の場所で離着陸を行う場合においては、離着陸地帯等の要件その他安全確保に係る措置が適切に定められていること。
- ・ 飛行船の機長の審査、及び技能審査担当操縦士の承認審査並びに指名技能審査員の認定審査を実施するために必要な細目的事項を定める。

3. 実施時期

平成19年3月下旬